

香陵公園周辺整備PFI事業 入札説明書等の修正対応表

区分	頁	項目	修正前	修正後
契約書(案)	P2	第11条第1項	工事請負人等・業務受託者等をして～	工事請負人等・業務受託者をして～
	P3	第12条見出し	(設計受託者等及び下請負人)	(設計・建設受託者及び下請負人)
		第12条第1項	事業者は、設計受託者及び～	事業者は、設計・建設受託者及び～
		第12条第2項 第12条第3項 第12条第4項 第12条第5項	設計建設業務受託者又は～	設計・建設受託者又は
		第12条第5項	市は、事業者が入札除外停止者を～	市は、事業者が入札参加除外者を～
		第13条第2項 第13条第4項	設計業務受託者又は～	設計・建設受託者又は～
	P4	第16条第3項	事業者は、設計・建設期間・開館準備期間及び～	事業者は、設計・建設期間・開業準備期間及び～
	P14	第40条第4項	自己又は維持管理受託者等・運営受託者等をして～	自己又は維持管理・運営受託者等をして～
	P17	第49条第12項	第49条12項	削除
		第49条第13項	第49条13項	第49条12項
		第49条第14項	第49条14項	第49条13項
		第49条第15項	第49条14項	第49条14項
	P21	第63条見出し	(維持管理受託者及び下請負人)	(維持管理・運営受託者及び下請負人)
		第63条第1項 第63条第2項 第63条第3項 第63条第4項 第63条第5項	維持管理受託者	維持管理・運営受託者
第63条第4項		市は、事業者が入札参加除外者若しくは暴力団又は～	市は、事業者が暴力団又は～	

区分	頁	項目	修正前	修正後
		第64条見出し	(設計・建設業務に係る不当介入に対する措置)	(維持管理・運営業務に係る不当介入に対する措置)
		第64条第1項	維持管理業務の実施に当たり～	維持管理・運営業務の実施に当たり～
		第64条第2項	設計業務受託者又は下請負人等が～	維持管理・運営受託者又は下請負人等が～
P23		第70条の2		<p>第70条の2 (事業用地の転貸条件)</p> <p>1 事業者は、自由提案事業の実施として許容される範囲において、自由提案事業開始日以降、第三者に対して事業用地の一部を転貸することができる。</p> <p>2 前項の場合において、事業者が第三者との間で事業用地の転貸借契約を締結する場合、市に対して転貸承認申請書を提出し、承認を得なければならない。また、当該転貸借契約は以下の条件に従うものとし、事業者は、当該転貸借契約の締結後（締結後に内容を変更した場合には当該変更後）速やかにその写しを市に提出する。</p> <p>(1) 当該第三者は、事業用地及びその周辺において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行わないこと。</p> <p>(2) 当該第三者は、その関係会社又はその取引先（転貸先等）が、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>(3) 事業者と当該第三者との間で締結する土地貸付契約又は建物貸付契約は、①当該貸付に借地借家法の適用がある場合には同法第23条に定める事業用定期借地権設定契約若しくは同法第38条に定める定期建物賃貸借契約又は使用貸借契約としなければならない。かつ、②当該契約の契約期間は事業期間を超えず、本事業契約が事業終了日より前に解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も終了すること。</p> <p>(4) 当該第三者は、市に対して、事業者と当該第三者との間で締結する土地貸付契約又は建物貸付契約が終了するにあたって土地明渡し、建物退去等に関する費用あるいは損害賠償など名目のいかなを問わず何らの金員の請求をしないこと。</p> <p>(5) 事業者は当該第三者との間で締結する土地貸付契約又は建物貸付契約において、当該第三者が当該土地あるいは建物を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は業務等の委託をする場合には市及び事業者の事前承諾を得ることとする。</p> <p>(6) 事業者は、当該第三者に下記の事由が発生したときは、市に対して届け出るとともに賃貸人として土地あるいは建物の保全をはからなければならないこと。</p> <p>① 当該第三者以外の者との間に、合併等により会社組織の変動があったとき。</p> <p>② 解散したとき。</p> <p>③ 破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>④ 当該土地上に存する建物等について、差押又は競売開始決定があったとき。</p> <p>(7) 前各号のいずれか1つ以上に違反があった場合又は前号①乃至④いずれかの事由が生じた場合には、事業者は当該契約を催告することなく通知をもって解除することができること。</p>

香陵公園周辺整備PFI事業 入札説明書等の修正対応表

区分	頁	項目	修正前	修正後
	P29	第80条第1項第9号 第80条第1項第10号 第81条第1項第6号 第81条第1項第7号	この契約	本事業契約
	P35	第94条第1項	事業者は、本件施設の設計・建設期間中の契約保証金として(1)の金額を本事業契約締結時までに納付し、維持管理・運営期間中の契約保証金として～	事業者は、本件施設全ての引渡前までの期間中の契約保証金として(1)の金額を本事業契約締結時までに納付し、本件施設全ての引渡以降の期間中の契約保証金として～
	別1-1	定義集		「維持管理・運営受託者」とは、維持管理受託者及び運営受託者を個別に又は総称している。
	別1-4	定義集		「設計・建設受託者」とは、設計受託者、工事請負人及び工事監理者を個別にまたは総称している。
	別4-1	2. 開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険	自ら又は業務受託者等をして	自ら又は業務受託者をして
	別4-2	頁番号	別10-2	別4-2
		(1) 施設賠償責任保険	保険契約者：事業者又は業務受託者等  保険期間：開業準備期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする	保険契約者：事業者又は業務受託者  保険期間：維持管理・運営期間の開始日から維持管理・運営期間終了日までとする
		(2) 開業準備業務及び維持管理・運営業務を対象とした第三者賠償責任保険	保険契約者：事業者又は業務受託者等  保険期間：開業準備期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする	保険契約者：事業者又は業務受託者  保険期間：維持管理・運営期間の開始日から維持管理・運営期間終了日までとする
			事業者又は業務受託者等	事業者又は業務受託者
	別10-6	サービス購入費Aの支払い (例)	2022年度は、新市民体育館整備費用の該当部分うち、90%について公共施設等適正管理推進事業債を充当し、市が支払う。	2022年度は、新市民体育館整備費用の該当部分うち、90%について公共施設等適正管理推進事業債を充当し、市が支払う。旧香陵運動場管理棟の解体費用の75%について公共施設等適正管理推進事業債を充当し、市が支払う。

香陵公園周辺整備PFI事業 入札説明書等の修正対応表

区分	頁	項目	修正前	修正後
	別10-8	2) サービス購入費B（開業準備費）について	新市民体育館供用開始後、最初のサービス購入費C2、D2及びE2の支払いと同時に1回で支払う。	新市民体育館供用開始後、1回で支払う。
	別10-10	1) 物価変動の評価について	①に示す業務毎の指標について前回改定年度（最初の改定については施設整備費は2019年7月、維持管理・運営費は本事業契約締結日）の物価変動を勘案して設定した改定率を乗じ、各年度4月1日以降のサービス購入費に反映させる。	、①に示す業務毎の指標について前回改定年度の物価変動を勘案して設定した改定率を乗じ、各年度4月1日以降のサービス購入費に反映させる。ただし、最初の改定については施設整備費は2019年7月、維持管理・運営費は入札日の属する年度（2019年4月～3月）の指標による。